

<福祉系高校修学資金・福祉系高校修学資金返還充当資金> *両面印刷

返 還 猶 予 申 請 書

年 月 日

東京都社会福祉協議会会長 様

修学生番号
住所 〒 —

氏名 (印)
Tel — —
養成施設名

下記のとおり福祉系高校修学資金・福祉系高校修学資金返還充当資金について返還猶予を申請します。

貸付期間		借入額	返還猶予申請期間	
年 月～	年 月	円	(西暦) 年 月～	年 月
猶予理由 *該当番号に○ を付ける ()の該 当理由にも○ をつける	1 東京都内において介護職員等の業務あるいは充当資金返還免除対象業務に従事中 2 やむを得ない事由による (出産・育児、介護休業、人事異動、疾病、災害ほか) 【添付書類】当該事実を証明する書類 3 その他			
説明 *具体的に				

*上記において1または(在職中で)2を選択された場合は、必ず下記従事先の証明を受けること

(↑以上は修学生が記入)

(↓以下は従事先施設が記入・証明)

従事先名称	施設名： (法人名：)		
施設等種別 ※1		職 種 ※2	
施設所在地	〒 — Tel — —		
従事開始日	(西暦) 年 月 日	雇用形態 ※3	常勤 ・ 非常勤
猶予理由2の「人事異動ほか」(職種が※2の対象職種以外)の場合、どちらかに○ ※4		法人の都合により上記職種に配属した → はい ・ いいえ	

※1 本事業の対象種別でない場合、猶予理由1の対象外です。修学生と裏面をご確認ください。

※2 本事業の対象職種でない場合、猶予理由1の対象外です。修学生と裏面をご確認ください。

※3 非常勤の場合、3年間で540日以上従事する必要があります。

※4 「はい」に該当しない場合(本人の希望により対象外の職種に配属した場合)、本証明の対象外です。

上記のとおりであることを証明します。

年 月 日

東京都社会福祉協議会会長 様

従 事 先 名

管 理 者 職 名
氏 名

社判

※法人名と施設名どちらの証明でも構いません(押印は必須)。

※派遣の場合、派遣元と派遣先どちらの証明でも構いません。

(福祉系高校修学資金・福祉系高校修学資金返還充当資金 返還猶予申請書裏面)

※修学生におかれましては、従事先施設への依頼時等に本裏面をご活用ください。〈返還猶予について〉は全員ご確認ください。従事先に証明を依頼するときは先に氏名や猶予理由の○等をご自身でご記入ください。(猶予理由は証明可否に関わりますので必ず依頼前に○を付けてください。)

※従事先施設におかれましては、証明に際し必要に応じてご確認ください。

<福祉系高校修学資金・福祉系高校修学資金返還充当資金とは>

福祉系高校の学生に修学資金を貸付けて修学を容易にすることにより、介護福祉士の養成・確保に資することを目的とする制度です。福祉系高校卒業後1年以内に介護福祉士の登録を行い、東京都内の対象事業所・施設等で3年間継続して対象の業務に従事した場合に返還が免除されます。

本申請書は修学生(本制度を利用した本人)の介護業務等への従事の状態を確認するために、修学生が東京都社会福祉協議会に提出するものです。従事先施設におかれましては従事の状態の証明にご協力をいただきたく、お願いいたします。

<返還猶予について> 東京都社会福祉協議会福祉系高校修学資金貸付事業規則より

(返還の債務の履行猶予)

第10条

(1) 当然猶予

会長は、本事業による貸付けを受けた者が貸付契約を解除された後も引き続き、貸付決定時に在学していた福祉系高校に在学しているとき、貸付額に係る返還の債務の履行を猶予するものとする。

(2) 返還の債務の履行の裁量猶予

会長は、本事業による貸付けを受けた者が次の各号の1に該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない貸付額にかかる返還の債務の履行を猶予できるものとする。

ア 東京都の区域内において介護職員等の業務に従事しているとき。

イ 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

※ 福祉系高校修学資金は貸付制度です。猶予に該当しない場合は基本的に返還になります。

<施設等種別(※1)について>

猶予理由1の場合の証明については、本事業の対象種別でない場合、対象外です。具体的な対象種別は、東京都福祉人材センターのWebページに掲載している「貸付申込みのしおり」の「免除対象施設・事業種別一覧」にて確認することができます。

◆東京都福祉人材センターWebページ(福祉系高校修学資金)ご案内◆

<https://www.tcsw.tvac.or.jp/jinzai/shikin10.html>

- ① 「フクシロウ」で検索し、人材センターホームページのトップページを開く
- ② 下にスクロールして「福祉人材のための資金貸付事業」というピンクの枠をクリック
- ③ 資金一覧から「福祉系高校修学資金」をクリック
- ④ PDFで掲載されている「貸付申込みのしおり」を確認

<職種(※2)について>

猶予理由1の場合の証明については、本事業の対象業務以外(例えば調理、事務等)で従事している場合、対象外です。具体的な対象職種は、東京都福祉人材センターのWebページに掲載している「貸付申込みのしおり」の「免除対象施設・事業種別一覧」にて確認することができます。上記施設等種別で介護サービス事業所・施設(福祉系高校修学資金の一覧の施設)に該当している場合は、対象職種は「介護職員その他主たる業務が介護等の業務である職員」です。

<猶予理由2の「人事異動ほか」の場合の証明(※4)について>

本人の希望による配属可否か確認するため、どちらかに○をお願いします。職種が※2の対象職種以外の場合で従事先が証明できる場合のみ、「人事異動ほか」による申請が可能です(勤務地や施設種別が対象外の場合は従事先が本人の希望外であることを証明しても本申請対象外です)。